

TOPICS

1. ご挨拶
2. あの“いきなりステーキ”が特許？
3. 中国第三者による商標登録
4. Fタームを使った特許検索

◇ ご挨拶

9月になり気温がぐっと下がり、すっかり秋めいてきました。一番好きな季節はと問われると秋を挙げる方も少なくないと思います。食欲の秋、運動の秋、読書の秋…人により様々な秋を思い浮かべることでしょう。

知財業界で秋というと、毎年、弁理士

の最終試験(三次試験)が10月、最終合格発表が11月にあります。最終試験は面接形式で、特許法・実用新案法、意匠法、商標法の3つの試験があり、それぞれ受験生一名に対して試験官二名で行われます。受験生が最も緊張する試験です。

そんな試験もあったなあ…と秋空高くに思いを馳せるこの頃です。秋の夜長に、本IP Luxをご愛読いただけると幸いです。



◇ あの“いきなりステーキ”が特許？

グラム単位でオーダーできるステーキで人気急上昇中の“いきなり”ステーキのサービス方法が特許であることをご存知ですか？下記の通り、特許されています。

出願番号：特願2014-115682(2014.06.04)

特許番号：第5946491号 (2016.06.10)

発明の名称：ステーキの提供システム

特許権者：株式会社ペッパーフードサービス (以下、PFS社)

発明者：一瀬 邦夫 (PFS社社長)

気になるクレームを右記します。

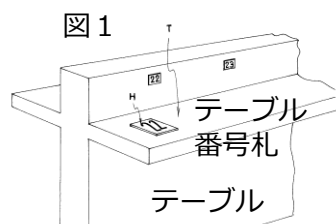


図1

請求項 1

お客様を立食形式のテーブルに案内するステップと、お客様からステーキの量を伺うステップと、伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップと、カットした肉を焼くステップと、焼いた肉をお客様のテーブルまで運ぶステップとを含むステーキの提供方法を実施するステーキの提供システムであって、

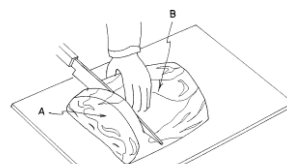
上記お客様を案内したテーブル番号が記載された札と、

上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量する計量機と、

上記お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印しとを備える

ことを特徴とする、ステーキの提供システム。

図2



肉をカット + 計量

※図中の文字は筆者による追記

図3



印

次頁に続く

このクレームは発明の定義に該当するのでしょうか。そこで、審査基準を確認します。(関連部分のみを抜粋)

★特許法第 29 条第 1 項柱書

産業上利用することができる発明をした者はその発明について特許を受けることができる。

第 2 条第 1 項

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

(iv) 自然法則を利用していないもの

-----中 略-----

(ii) 人為的な取決め(例：ゲームのルールそれ自体)

例 5：遠隔地にいる対局者間で将棋を行う方法であって、自分の手番の際に自分の手をチャットシステムを用いて相手に伝達するステップと、対局者の手番の際に対局者の手をチャットシステムを用いて対局者から受け取るステップとを交互に繰り返すことを特徴とする方法。

(説明) チャットシステムという技術的手段を利用した部分があるが、全体としては、遠隔地にいる対局者との間で交互に手番を繰り返して将棋を行うという人為的な取決めのみを利用した方法にすぎないため、「発明」に該当しない。

---抜粋ここまで

これを本発明に当てはめると、「カットした肉を計量する計量機」という技術的手段を利用した部分があるが、全体としては、ステーキの注文を受け、肉をカットして焼いた後、テーブルへ運ぶという人為的な取り決めのみを利用した方法であり、発明に該当しないのではないかと考える次第です。読者の皆様のお考えは如何でしょうか？

なお、本特許に対し、異議申立がなされ、現在、第29条第1項柱書の取消理由が通知されています。結果が注目されるところです。

◇中国第三者による商標登録

日本の人名や地域名が無関係の中国の第三者に商標登録されたというニュースを、一度は耳にされたことがあるかと思います。

過去にも、人名では「安室奈美恵」「マイケルジョーダン」、地域名では都道府県名「青森」「岩手」(ほとんどの都道府県名が出願・登録されているという調査もあり、筆者も驚きました)や都市名「横浜」「川崎」などが中国で登録されていた、もしくは今も登録されているそうです。日本の商標法では、人名の場合は本人の承諾がなければ登録されませんし(商標法第4条第1項第8号)、また、地域名の場合はそのもそも記述的商標として登録は認められません(第3条第1項第3号)。しかし、昔の中国の商標法では本人の承諾に関する規定がなく、また、日本の地域名を知っている審査官自体が少なかったため、登録され

てしまったようです。

中国商標法は2010年に大改正があり、第三者の登録防止に向けてある程度前進しましたが、それでもまだ日本側が泣き寝入りするケースが多数です。過去には、特産品名「讃岐うどん(讃岐烏冬)」が中国で登録された事件がありました。第三者が商標登録することで正当な讃岐うどん業者による中国での販売行為などが差止められるおそれがありました。商標登録を取消すために、香川県や本場さぬきうどん協同組合などが一丸となって異議を申立て、数年を経てようやく取消したという顛末でしたが、これ程の協力を得ることは費用的にも困難でしょう。

最近、栃木県産のイチゴの品種名「スカイベリー(天空草莓)」が中国で登録されたそうです。どのような対応をするのか、注視したいと思います。

◇Fタームを使った特許検索

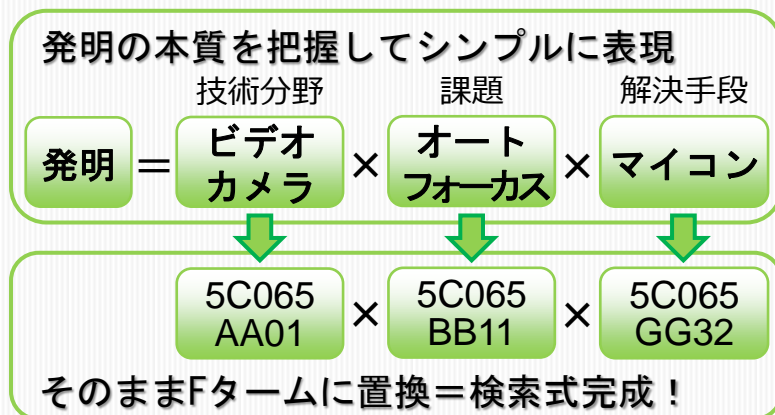
前号では、特許調査の効率を高めるためにFI分類を使う検索をご紹介しました。今回は、Fタームに挑戦しましょう。

Fタームでは、発明が多次的に捉えて分類されています。具体的には、テーマコードごとに「目的」「用途」「解決手段」「効果」などに相当する複数の観点が定義されていて、それぞれの観点が階層化された分類コード（これをFタームと呼びます）で構成されています。

例えば、カラーTV画像信号発生装置(5C065)では、用途にビデオカメラ(AA01)など、目的・機能にオートフォーカス(BB11)など、解決手段として回路構成としてマイコン(GG32)などがあります。

発明は、技術分野と課題と解決手段の組合せで把握することができます。そこで、それぞれに対応するFタームをandすると、その発明の検索式が完成します。

例えば、「オートフォーカスのためにマイコンを使うビデオカメラ」の発明を抽出したい場合には、下のようなFターム3項のandの検索式になります。



J-Plat Patで検索してみると、63件ヒットしました(2017年09月10日検索)。しかもとても低ノイズです。

Fターム検索は、このように、効率的な特許検索に極めて有効です。みなさんも、チャレンジしてみませんか。

お問い合わせ先

英究特許事務所

弁理士 小島 浩嗣

URL: <http://www.aq-patent.com>

「aq-patent」で検索ください。

e-mail: kojima@aq-patent.com

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6

TEL: 03(6869)2686

TEL/FAX(所沢サイト): 04(2935)3214

技術者として培った、半導体のプロセス～回路～システムの技術力を使って、サポートさせていただきます。

- ・特許調査/分析
- ・特許調査セミナー
「短時間で確実にみつける検索手法」
「特許マップは自分で作ろう」
など
- ・発明者面談に基づき明細書と図面を準備
(発明者原稿をご用意いただく必要なし)

※本ニュースレターは、有志の弁理士グループ『Team Lux(チーム・ルクス)』(本谷、井澤、藁科、小島)が旬の知財情報の中から、企業の皆さまの知財業務に役立つ情報をピックアップして提供させていただいております。尚、内容についてのご質問、お問合せは、『Team Lux(チーム・ルクス)』のメンバーである配布責任者までお願いいたします。

※ニュースレター『IPLux(アイピー・ルクス)』の名称について

「Lux(ルクス)」はラテン語で「光」の意味です。本ニュースレターが、皆様にとって知的財産(IP; Intellectual Property)に関する一筋の道、一筋の光となるように命名しました。未永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。